

令和4年度東京都東村山市下水道事業会計予算

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和4年2月24日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

令和4年度東京都東村山市下水道事業会計予算

令和4年度東京都東村山市下水道事業会計予算は、別紙に定めるところにより議決を得たい。

## 令和4年度東京都東村山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都東村山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 計画人口	138,000人
(2) 年間処理水量	19,107,750m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	52,350m <sup>3</sup>

(4) 主な建設改良事業

① 汚水管渠整備事業

汚水管布設工事業務委託料【都計道3・4・9  
号線等】

69,742千円

② 雨水管渠整備事業

黒目川第六排水分区工事(その8)業務委託料

103,575千円

【都計道3・4・5号線】

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	2,971,698	千円
第1項 営業収益	2,257,712	千円
第2項 営業外収益	713,985	千円

第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2,871,517千円
第1項 営業費用	2,589,512千円
第2項 営業外費用	281,605千円
第4項 予備費	400千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額822,656千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,367千円、当年度分損益勘定留保資金791,289千円で補填するものとする。）。

第1款 資本的収入	収 入
第1項 企業債	1,450,499千円
第3項 他会計負担金	430,700千円
第4項 他会計補助金	65,131千円
第6項 補助金	922,186千円
第7項 負担金	25,199千円
第11項 その他資本的収入	7,232千円
	51千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,273,155千円
第1項 建設改良費	656,120千円
第2項 固定資産購入費	731千円
第3項 企業債償還金	1,615,903千円

第6項 その他資本的支出

1千円

第7項 予備費

400千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道事業	221,200	証書借入 又は	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れのときより措置を含み40年以内償還する。ただし、融通条件または財政その他の都合により据置期間または償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができる。
2 流域下水道事業	209,500	証券発行		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、771,700千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間の流用

(2) 建設改良費と企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

67,120千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,036,517千円である。

令和4年2月24日提出

東京都東村山市長 渡部 尚